



県章

滋賀県公報

令和 7 年（2025 年）
4 月 15 日
第 605 号
火 曜 日

毎週火・金曜 2 回発行

目次	
○ 告 示	
製材業者の登録（びわ湖材流通推進課）	1
○ 公 告	
特定病院の公告（障害福祉課）	1
大規模小売店舗の変更の届出の公告（中小企業支援課）	2
○ 健康福祉事務所告示	
介護保険法による指定居宅サービス事業者の廃止の届出（湖東）	3
○ 県 税 事 務 所 公 告	
軽油引取税免税軽油使用者証無効公告（南部）	3
○ 農業農村振興事務所公告	
土地改良区役員就任公告（湖北）	4
○ 病 院 事 業 庁 告 示	
病院事業の業務に係る公金の収納事務の委託	4

告 示

滋賀県告示第166号

滋賀県木材業者および製材業者登録条例（昭和29年滋賀県条例第66号）第 5 条第 1 項の規定に基づき、製材業者として、次の者を登録した。

この登録業者の名簿は、滋賀県琵琶湖環境部びわ湖材流通推進課および滋賀県西部・南部森林整備事務所に備え置き一般に供覧する。

令和 7 年 4 月 15 日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

地 方 機 関 名	製 材 業 者	
	住 所	氏 名
西部・南部森林整備事務所	守山市今浜町2460番地	株式会社伊藤工務店 代表取締役 伊藤陽介

公 告

特定病院の公告

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第21条第 4 項および第33条第 3 項に規定する精神科病院として、次の医療機関を認定した。

令和 7 年 4 月 15 日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

医療機関の名称	開設者の名称	医療機関の所在地	認定期間
滋賀県立精神医療センター	滋賀県	草津市笠山八丁目 4 番25号	令和 7 . 4 . 15 }

令和9.6.30

大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗に関し同法第5条第1項第1号および第2号に掲げる事項の変更をした旨の届出があったので公告する。

令和7年4月15日

滋賀県知事 三日月 大 造

1 大規模小売店舗の名称および所在地 B R A N C H大津京 大津市二本松字立原48番1ほか11筆

2 変更した事項

(1) 変更前

ア 大規模小売店舗の名称および所在地 大津びわこ競輪場跡地商業施設 大津市二本松字立原48番1ほか11筆

イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては、代表者の氏名 株式会社西松屋チェーン 兵庫県姫路市飾東町庄266-1 代表取締役 大村禎史ほか21者

(2) 変更後

ア 大規模小売店舗の名称および所在地 B R A N C H大津京 大津市二本松字立原48番1ほか11筆

イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては、代表者の氏名 株式会社西松屋チェーン 兵庫県姫路市飾東町庄266番地の1 代表取締役 大村浩一ほか21者

3 変更年月日 アについては令和6年4月1日、イについては令和2年8月21日ほか

4 変更の理由 大規模小売店舗の名称の決定および小売業を行う者の代表者の変更等のため

5 届出年月日 令和7年3月19日

6 届出書類の縦覧場所および縦覧期間

(1) 縦覧場所

滋賀県総合企画部県民活動生活課県民情報室 大津市京町四丁目1番1号

滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 大津市京町四丁目1番1号

大津市産業観光部商工労働政策課 大津市御陵町3-1

(2) 縦覧期間 令和7年4月15日から令和7年8月15日まで

7 意見書の提出期限および提出先

(1) 提出期限 令和7年8月15日

(2) 提出先 滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 大津市京町四丁目1番1号

大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)附則第5条第1項(附則第5条第3項において準用する同条第1項)の規定に基づき、大規模小売店舗に関し同法第5条第1項第5号および第6号に掲げる事項の変更をしようとする旨の届出があったので公告する。

令和7年4月15日

滋賀県知事 三日月 大 造

1 大規模小売店舗の名称および所在地 (仮称)カネスエ守山店 守山市播磨田町680-1

2 変更しようとする事項

(1) 変更前

ア 駐輪場の位置および収容台数 届出書の添付図面記載のとおり 10台

イ 荷さばき施設の位置および面積 届出書の添付図面記載のとおり 70.0平方メートル

ウ 廃棄物保管施設の位置および容量 届出書の添付図面記載のとおり 11.04立方メートル

エ 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻および閉店時刻 株式会社カネスエ商事ほか 午前9時30分から午後7時30分まで

オ 来客が駐車場を利用することができる時間帯 駐車場① 午前9時から午後8時まで 駐車場② 午前9時から午後8時まで

カ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 荷さばき施設 午前6時から午後10時まで

(2) 変更後

ア 駐輪場の位置および収容台数 届出書の添付図面記載のとおり 72台

イ 荷さばき施設の位置および面積 届出書の添付図面記載のとおり 164.0平方メートル

ウ 廃棄物保管施設の位置および容量 届出書の添付図面記載のとおり 13.04立方メートル
エ 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻および閉店時刻 株式会社カネスエ商事ほか 午前 7 時から午後10時まで
オ 来客が駐車場を利用することができる時間帯 駐車場① 午前 6 時30分から午後10時30分まで(一部、午後10時まで) 駐車場② 午前 6 時30分から午後10時まで
カ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 荷さばき施設①および③ 午前 6 時から午後10時まで 荷さばき施設② 午後10時から翌午前 6 時まで

- 3 変更年月日 ア、イおよびウについては令和 7 年11月13日、エ、オおよびカについては令和 7 年 3 月20日
- 4 変更に係るもの以外の事項
- (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては、代表者の氏名
株式会社カネスエ商事 愛知県日進市浅田町平池260番地 代表取締役 牛田彰ほか
- (2) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計 2,780㎡
- (3) 駐車場の位置および収容台数 届出書の添付図面記載のとおり 123台
- (4) 駐車場の自動車の出入口の数および位置 届出書の添付図面記載のとおり 4 箇所
- 5 届出年月日 令和 7 年 3 月12日
- 6 届出書類の縦覧場所および縦覧期間
- (1) 縦覧場所
滋賀県総合企画部県民活動生活課県民情報室 大津市京町四丁目 1 番 1 号
滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 大津市京町四丁目 1 番 1 号
守山市都市経済部商工観光課 守山市吉身二丁目 5 番22号
- (2) 縦覧期間 令和 7 年 4 月15日から令和 7 年 8 月15日まで
- 7 意見書の提出期限および提出先
- (1) 提出期限 令和 7 年 8 月15日
- (2) 提出先 滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 〒520－8577 大津市京町四丁目 1 番 1 号

健康福祉事務所告示

滋賀県湖東健康福祉事務所告示第 3 号

介護保険法（平成 9 年法律第123号）第41条第 1 項の指定居宅サービス事業者として指定した者のうち、次の者から廃止の届出があった。

令和 7 年 4 月15日

滋賀県湖東健康福祉事務所長 平 野 雅 穂

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称および代表者の氏名または開設者の氏名	主たる事務所の所在地	サービスの種類	介護保険事業所番号	廃止年月日
彦根市立病院訪問看護ステーション	彦根市八坂町1882番地	彦根市 彦根市長 和田裕行	彦根市元町4－2	訪問看護	2560290013	令和 7 . 3 . 31

県 税 事 務 所 公 告

軽油引取税免税軽油使用者証無効公告

次のとおり軽油引取税の免税軽油使用者証を亡失した旨の届出があったので、亡失の日以後は無効とする。

令和 7 年 4 月15日

滋賀県南部県税事務所長 大 田 伸 行

業 種	記号・番号	有 効 期 限	免税軽油使用者証に記載された	亡失年月日
-----	-------	---------	----------------	-------

			使用者の所在地および氏名（名称）	
農 業	滋 賀 県 第9743135号	令和9.3.31	栗東市林56 武村秀夫	令和7.4.3

農 業 農 村 振 興 事 務 所 公 告

土地改良区役員就任公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、入江干拓土地改良区から次のとおり役員が就任した旨の届出があった。

令和7年4月15日

滋賀県湖北農業農村振興事務所長 藤 江 学

理事および監事の別	氏 名	住 所
理 事	角 田 航 也	米原市飯590番地

病 院 事 業 庁 告 示

滋賀県病院事業庁告示第3号

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2の規定により準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき、病院事業の業務に係る公金の収納事務の一部を次のとおり委託した。

令和7年4月15日

滋賀県病院事業庁長 正 木 隆 義

- 1 当該委託を受けた者（以下「指定公金事務取扱者」という。）の名称 弁護士法人ライズ綜合法律事務所
- 2 指定公金事務取扱者の住所または事務所の所在地 東京都中央区日本橋3－9－1日本橋三丁目スクエア12階
- 3 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入等または歳出の種類 滋賀県立総合病院および滋賀県立精神医療センターの患者の医療費等に係る一部の未収金の収納事務
- 4 指定公金事務取扱者の指定をした日および当該委託をした日 令和7年3月31日